

平成 22 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 ソーバル株式会社
代表者名 代表取締役社長 推津 順一
(コード番号：2186)
問 合 せ 先 取締役経理財務部長 岩崎 恭治
(TEL：03-5482-1222)

定款の一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成 22 年 5 月 25 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の『JASDAQ等における企業行動規範に関する特例』第 7 条を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会社の機関として会計監査人を新設し、所要の変更を行うものであります。

併せて、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定として第 46 条（会計監査人との責任限定契約）を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

| | |
|-----------------------|------------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日（予定） | 平成 22 年 5 月 25 日 |
| 定款の効力発生日（予定） | 平成 22 年 5 月 25 日 |

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人選任の理由

会計監査人の選任につきましては、現在当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査を行っております「あずさ監査法人」を会計監査人として選任することが、会計監査の効率性を維持する観点から適切であるため、同監査法人を選任する予定です。

なお、本議案は上記 1. 「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補者の略歴等

| | | |
|---------------------------|--|--|
| (1) 名 称 | あずさ監査法人 | |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所 | 東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル |
| | その他の事務所 | 国内事務所 12か所 |
| (3) 沿革 | 昭和24年 | ビート・マーウィック・ミッチェル (PMM) 日本事務所を東京に設立 |
| | 昭和44年7月 | 監査法人朝日会計社設立 |
| | 昭和60年7月 | 監査法人朝日会計社と新和監査法人(昭和49年12月 設立)が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 |
| | 平成5年10月 | 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人 (昭和53年4月設立)が合併し、朝日監査法人発足 |
| | 平成15年2月 | 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、 あずさ監査法人を設立 |
| | 平成15年4月 | 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式 加入 |
| 平成16年1月 | 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名を あずさ監査法人として発足、引き続き、KPMGの メンバーファーム | |
| (4) 概 要 (平成22年3月31日現在) | 人 員 構 成 | |
| | 公認会計士 | 2,131名 |
| | (うち代表社員267名、社員273名) | |
| | 会計士補 | 186名 |
| | 新試験合格者 | 1,830名 |
| | その他職員 | 1,380名 |
| | 合 計 | 5,527名 |
| | (クライアント) | 5,011社 |
| | (資本金) | 4,035,000,000円 |

(注) 候補者は、過去2年間に当社から財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務に関する報酬を受けております。

(3) 就任予定年月日

平成22年5月25日(第28回定時株主総会開催予定日)

以上

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------|---|
| 定 款 | 定 款 |
| (新 設) | <u>第6章 会計監査人</u> |
| (新 設) | <u>第42条 (会計監査人の設置)</u> <u>当社は、会計監査人を置く。</u> |
| (新 設) | <u>第43条 (会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人の選任は、株主総会において</u> <u>行う。</u> |
| (新 設) | <u>第44条 (会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終</u> <u>了する事業年度のうち最終のものに関する定</u> <u>時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会におい</u> <u>て別段の決議がなされなかったときは、当該</u> <u>定時株主総会において再任されたものとみな</u> <u>す。</u> |
| (新 設) | <u>第45条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査</u> <u>役会の同意を得て定める。</u> |
| (新 設) | <u>第46条 (会計監査人との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に</u> <u>基づき、会計監査人との間に、損害賠償責任</u> <u>を限定する契約を締結することができる。た</u> <u>だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は</u> <u>法令が規定する額とする。</u> |
| 第 <u>6</u> 章 計 算 | 第 <u>7</u> 章 計 算 |
| 第 <u>42</u> 条 | 第 <u>47</u> 条 |
|) (条文省略) |) (現行どおり) |
| 第 <u>45</u> 条 | 第 <u>50</u> 条 |